

下記1と2の条件を満たすご契約は途中解約の申込が可能です。

1. 途中解約事由が以下のいずれかに当てはまること

- ・ 契約者死亡
- ・ 契約者が障がい者認定された
- ・ 契約者が要介護認定（等級の規定はなし）された
- ・ 契約者が病気や怪我で全治見込90日以上と診断された
- ・ 契約者の運転能力が低下し、免許証を返納する※
- ・ 契約者の運転能力が低下し、免許証が取消しとなった※

※12回目までのお支払いが完了していることが条件となります。

2. 残支払い回数が3回以上であること

【ご注意】

- ・ お支払いに遅れがある場合等は、取り下げさせていただく場合がございます。
- ・ お申込み後、保険会社にて保険適用による途中解約が可能か判断されます。